

2023 年第 20 回大村入管センターとの意見交換会の報告

文責：竹内正宣（移住労働者と共に生きるネットワーク・九州 会員）

2024 年 1 月 30 日

目次

- I 概説
- II 意見交換会の主なポイントと大村入管の収容の変化
- III 主な質問への回答の解説（主に質問項目順）

I 概説

2004 年から 20 回目となる移住労働者と共に生きるネットワーク・九州（以下「当ネット」という）と大村入管センター（以下「大村入管」という）との意見交換会は、2023 年 12 月 6 日に大村市所在の大村入管で開催されました。コロナウイルスが 2 類から 5 類に移行し、感染対策（以下「コロナ感染防止対策」という）も緩和されましたが、大村入管の意見交換会実施の条件提示は昨年につき厳しく、参加者枠こそ 20 名前後でしたが、施設見学を受け入れない、事前提出の質問と要望に対する大村入管の回答についての録音は認めない、また回答内容も公表を前提としていない数字については、多くは回答できない、回答できるものでも本年 10 月末段階の数字は「集集中」を理由に出さない等でした。参加者は、地元の長崎、大阪、熊本、福岡計 17 名でした。

（1）施設内見学

例年意見交換会に先だち当然のごとく行っていた施設内見学については、コロナ感染防止対策の観点から 2021 年と 2022 年は要望を控えていましたが、昨年は要望し、大村入管は受け入れませんでした。本年改めて要望しましたが、大村入管は、コロナ感染の懸念と、面会活動者の不規則行動（？）を理由に受けませんでした。

（2）意見交換会

意見交換会は、午後 1 時 15 分過ぎより午後 3 時前まで 2 階の会議室において、総務課課長代理、処遇と企画管理の各責任者（統括入国警備官）、そして記録者として総務課員の参加で行われました。従来は総務課長が進行する形でしたが、今回は出席していません。また記録者の同席は初めてです。企画管理は、大村入管の組織表にある「企画管理・執行部門」とのことらしく、強制送還を含む執行も担当すると思われます。

進行は当ネットより事前に提出していた質問と要望に対して、大村入管が口頭で回答する形で進められました。

今回の意見交換会のポイントは、①長期収容の解消の確認 ②死亡事案の再発防止、特に拒食者への対処 ③希望者に根治治療の実施 ④5類移行後のコロナ感染防止対策 ⑤オンライン面会の実施 ⑥大村入管の移民受け入れ施設等への転用等です。

II 意見交換会の主なポイントと大村入管の収容の変化

この章では先述のポイントごとに、これと関連する当ネットの質問と要望について、大村入管からなされた回答と面会活動等で得た情報を（参考）面会活動調べとして付記しました。

① 長期収容の解消の確認

（収容者の像）

A 収容者像（名）		2019.10	2020.10	2021.10	2022.9	2023.10
		末	末	末	末	末
被収容者数		83	37	10	13	22
退去強制令書 発付以来の継 続収容期間	2年以上ー5年未満の計	注	注	4	3	0
	5年以上ー8年未満の計	注	注	2	0	0
	8年以上ー11年未満の計			1	1	0
大村入管で の収容	6ヶ月以上の長期	80	32	9	4	1
	（参考：6ヶ月未満）	3	5	1	9	21
年齢別	20、30歳代の計	41	15	4	8	（個人特定のおそれ回答不可）
	40、50歳代の計	42	22	6	5	（個人特定のおそれ回答不可）
		注：この2年の退去強制令書発付以来の継続収容期間の数字は、集計方法が異なるため、使用せず				

*（個人特定のおそれ回答不可）とは、「個人が特定されるおそれがあるため回答できない」のこと。

表Aをご覧ください。10月末時点の、退去強制令書発付（以下「退令発付」という）以来、仮放免がなく入管に継続して収容されている期間を見ますと、2年以上が 0

となっています。また大村での収容が6ヶ月以上は1名です。残る21人は、6ヶ月未満ということになります。収容者の年齢別内訳、国籍別内訳は「個人が特定される恐れがあるため回答できません」とのことです。前回の意見交換会の集計日（2022年9月末）では、長期収容が解消される過程でしたが、今回（2023年）10月末では、数字上では長期収容は完全に解消されたこととなります。入管庁として長期収容をしない、全件収容主義をやめた、と公言しているわけではありませんので、状況次第では、長期収容もあり得るでしょうが、現在の大村入管を見る限り、長期収容はほぼないと言えます。

なお、「全件収容主義を廃止し、・・・長期収容をなくす・・・」よう要望したことに対して、大村入管は、「そもそも「全件収容主義」と呼ばれる無期限に収容している状況にない。改正入管法では、長期収容を回避するため、監理措置制度で対応することになっている」と回答しています。

（参考）面会活動調べ

6か月以上の1名となる人でも、退令発付から1年にはなりません。なお面会活動による被収容者名の把握率は、2022年前半までは、90%前後でしたが、2023年に入ると15—20%前後で推移し、被収容者個別の把握力が低下しています。

（大村入管に移収されて来る人数）

従来、この人数を類推するときに参考としてレントゲン撮影数を利用してきましたが、出入国管理統計で、大村入管の年間の出入りが記載されていますので、この数字を使います。意見交換会での回答ではないので、（参考）としました。

（参考）

	2019年間	2020年間	2021年間	2022年間	2023.10末
大村入管の年間出入り(入所、名)—出入国管理統計より	109	70	16	35	

（参考）面会活動調べ

2022年春頃より、技能実習先から離脱し、隠れて就労していて警察や入管に摘発され、退令発付されたが、パスポート等がないことですぐに帰国できず、大村入管に移収（収容場を移すこと）されて来る人が増えました。国籍は今回回答なしですが、主にアジアのA国の若者たちです。東京、名古屋、大阪、福岡等の各入管からグループで移収されて来るようです。服役終了直後に移収されて来る人数については、2020年を最後に回答がありませんが、本年も複数名移収されているようです。

（大村入管からの出方）

	B 大村入管からの出方（名）				
	2019年間	2020年間	2021年間	2022年間	2023.10末
仮放免	47	59	28	4	7(9月末)

	うち帰国準備	2	14	0	0(9月末)	(統計なし)
	うち「拒食」後仮放免	30	25	19	1(9月末)	(統計なし)
国費出国		60	19	6	18	(集計中)
	うち送還忌避者	15	5	1	5(9月末)	(統計なし)
自費出国		19	37	7	6	(集計中)
仮放免、移収、送還以外		2	2	0	2(9月末)	(統計なし)
平均収容期間(年間、日)		182	127	159	54	

* (統計なし) とは、「統計がないので回答できない」ということ。以下同様。

* (集計中) とは、「集計中につき回答できない」直近で集計後に結果を伝える予定があるかどうかは不明。以下同様。

(参考)

大村入管の年間出入り(出所、名)—出入国管理 統計より	131	119	42	38	
--------------------------------	-----	-----	----	----	--

・2022年は仮放免が少なく、国費送還が増え、うち送還忌避者の比率が高いことがわかります。2023年は仮放免が増えています。平均収容期間が2022年には54日で、それまでの約1/3になっています。収容者像で見た長期収容者がいないことがこの数字でもわかります。

なお仮放免時に、「健康上の問題を抱え、必要な被収容者については、当所の出所時に、医療情報を記載した図書を交付している」ことが今回明らかになりました。「今年も持たせている」としました。仮放免許可証で就労禁止は日本語の表記しかないことを踏まえて、当事者に理解しやすいように母語での表記の追加を要望に対しては「承る」との回答です。

(参考) 面会活動調べ

2022年は大村入管にとって長期収容者の「一掃」の年だったと思われます。仮放免、移収、送還以外は、主に在留特別許可と思われますが、2022年で、定住者と告示外特定活動医療滞在の計2件の在留特別許可を確認しています。また東日本入国管理センター(牛久)に年末1名が移収になりました。この人は2022年9月末時点で退令以来10年以上(11年未満)経過し、大村で約7年5か月収容されていました。牛久との被収容者の出入りは、10年余り聞いたことがありません。特別なことです。

2023年9月末での仮放免者7名のほとんどは、健康上の理由によると思われます。2023年10月末時点の数字を、今回初めて「集計中」として回答しませんでした。2023年の大村入管での収容については、長期収容者はおらず、服役後退令が出たにも関わらず、いろんな理由で帰国を拒否して数か月間収容され、主に健康上の理由で仮放免になる人が平均して数名います。また国籍はアジアのA国が殆どで、技能実習先から離脱して正規でない形で就労しているところを警察や入管に摘発・収容され退令が出た。ほとんどが帰国希望ではあるが何らかの理由で有効なパスポートを所持していないため、母国の大使館・領事官からの帰国用パスポートの発行待ちで数週間この大村に収容されているという人が常時20-30名いるようです。このうち帰国費用を所持していれば自費出国に、持っておらず国費で出国ならば国費出国になり、グループでも帰国しているようです。

(収容状況)

・1部屋の平均収容人数は、前年1.2名 本年 統計なし、との回答です。

(職員数と総務課強化)

・職員数は2017年度以来の64名から前年度は77名に増員、さらに本年度87名の増員です。前回の入管による説明では主に処遇部門で入国警備官の増加ということです。本年度の増加10名の内訳については、「一概に答えられない」となっていますが、入管庁の本年度の増員の理由に、国費送還の強化があることから、大村入管における増員も国費送還の強化のため大きいのではと思われます。

前年度(2022年度)から総務課の課長補佐が設けられました。またこの数年で総務課の人員が増加しているように思われます。被収容者が数年前に比べると減少しているにも関わらず、総務課の体制の強化と思われる状況について体制と定員につき質問しましたが、大村入管の回答は「一概には答えられない」でした。

② 死亡事案の再発防止対策、拒食者への対処

(医療体制)

常勤医の欠員補充は、特に夜間や土日祭日における救急対応の強化に欠かせないため、当ネットでも強く要望していました。2022年4月より一旦は常勤医が補充されましたが、今回の意見交換会時でまた欠員です。「欠員をどのように埋めているか」との質問に、「内科診療の補填は、非常勤医(外科医師によるローテーション)2日を4日に増やしている。大村市民病院、医療センターなどの地域の医療機関との連携を継続している。」と回答しています。常勤医を要望する一番の理由は、「特に夜間や土日祭日における救急対応の強化」です。この時間帯における対応力の弱さは依然として存在します。

非常勤医による、外科(消化器外科)週2回、歯科週1回は変わらず、です。2022年末

に募集していた整形外科医、精神科医による診療はありません。

常勤の薬剤師も 2022 年 4 月より補充しています。2008 年以來、「医師が行うため」との理由で薬剤師を欠員にしたものです。当ネットでも薬剤師の補充を要請したことはありません。薬剤師補充は、被収容者の中の医療に対する不満のうち薬剤についての説明に不満を表明する事案が結構あることに対処したものかとも思われます。

(参考)

今回の意見交換会直前の一部報道によると、12 月 1 日付で大村入管の常勤医は、「懲戒解雇」となっています。

(施設内の医師による診療に通訳がついた件数)

2019 年から 2021 年が 30 件余のところ、2022 年 (9 月末時点) で、すでに 40 件になっていました。今回は「統計がないため回答できません」でした。「なお、診察には原則通訳をつけている。」ことがわかりました。

(健康上の理由で仮放免許可され出所する際に医療情報提 (紹介状) を持たせる)

この要望に対して、前述のとおり大村入管は「健康上の問題を抱え、必要は被収容者については、当所の出所時に、医療情報を記載した図書を交付している」と回答しました。本年も実際に持たせている、とのことでした。

(参考) 面会活動調べ

被収容者について、2022 年春頃より入管内医師のよる診療から外部医療機関による受診・検査までの期間がかなり短くなったとの印象です。また結果を受けてか、主に健康上の理由によると思われる仮放免許可が早期に出されている、その数も増えているようです。

(被収容者の医療費と外部医療機関への入院日数)

C 被収容者の医療費と外部医療機関への入院日数		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年 9 月末	2023 年 (10 月末)
外部の医療機関への入院した人数 (年間)		5	10	1	1	1(9 月末)	(統計なし)
外部の医療機関への入院延べ日数 (年間)		11	254	303	22	255(9 月末)	(統計なし)

(参考)外部の医療機関への入院延べ日数→面会情報により年度に区分け (面会活動情報により試算)		不詳	不詳	251	94	183(9月末)	
	(参考)平成23年度—平成29年度の平均	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度上半期(2022年度9月末)	
被収容者の医療費(年度)	約 364万円	約 1,100万円	約 2,900万円	約 1,500万円	約 800万円	約 800万円	(一概に回答不可)
(再掲) (参考) 外部の医療機関への入院延べ日数→面会情報により年度に区分け (面会活動情報により試算)		不詳	不詳	251	94	183	
(参考)10 末時点の収容者 (2022 年は 9 月末)		98	83	37	10	13(9 月末)	22

この数年間の医療費の増大は、収容者増と相対的には関係あることは想像できますが、特に外部医療機関（福祉施設を含む）への入院・入所が確認されている年度が増えていることがわかります。

(参考) 面会活動調べ

外部医療機関（福祉施設を含む）への入院・入所は 2023 年 12 月下旬で解消しています。

(外部医療機関受診・検査件数 常備薬の使用件数)

D 外部医療機関受診・検査件数 / 常備薬の使用件数							
	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
外部医療機関受診・検査件数	38	150	308	86	75	64	(集計中)
常備薬の使用件数	12,542	26,943	29,219	21,924	8,689	549	(集計中)

外部医療機関受診・検査件数は、2019 年に比して 10%、収容人数に差がない昨年と比べても 40%強です。ちなみに被収容者が外部医療機関を受診する際は、「外部連行」と言われる数名の職員による連行です。この数字の大幅な減少は、職員の運用の大幅な

軽減になると思われます。2023年（10月末）は「集計中」で回答はありません。

施設内の常備薬の使用件数は、2022年極端に少なく、2019年に比して1%強、収容人数に差がない2021年に比べても4%強です。2022年4月より常勤の薬剤師が補充されたことが主な理由でしょうか。2023年（10月末）は「集計中」で回答はありません。

（拒食者への対処）

拒食後の仮放免は2022年（9月末）の1名のみです。当該被収容者については早期の仮放免許可を要望し、本人が医療も拒否する等により、改正入管法第五十五条の四十二にいう「・・・心身に著しい障害が生ずるおそれがある・・・」場合には、速やかに命を守る適切な医療措置を講じるよう」要請しました。大村入管は、改正入管法法令に従い、適切に対応していく、と回答しています。

③ 希望者に根治治療の実施

当ネットは、「被収容者が希望する場合は、保存的療法にとどまらず、必要に応じて根治療法を取ってください。」と要請しましたが、大村入管は、「入管法上根治治療をしない、との規定はない。被収容者処遇規則等には適切な医療の実施が定められており、医師による診断の結果根治治療をすることは当然あり得る。」と回答しています。以前にある被収容者が外部医療機関を受診する際に書かれた「入国者収容所大村入国管理センター 診療室」名による紹介状に、「・・・本センターは一時的収容所で原則的には根治治療は行わないことにしていますが保存的加療が可能かどうかを含め、加療方針につきご意見をお願い出来ればと存じます。・・・」と書かれています。緊急性、進行性でなければ、保存的治療で済ませるのが基本姿勢は変わっていないのではないかと、この懸念は消えません。今回の回答通りに「適切な医療」が実施されることを要望します。

④ 5類移行後のコロナ感染防止対策

他の入管官署からの移収者に対する5日間観察後、他の被収容者と混収するとした対策は終了しています。被収容者でマスク希望者への貸与、職員が被収容者と接触するときには基本的にはマスク着用。感染が疑われるときには幅広の検査の幅広な実施、と答えています。

（参考）面会活動調べ

毎月1回第4火曜日にカウンセリング室で行われていた宗教者によるキリスト教の宗教行事は、2020年4月からコロナ感染防止のために中止になっていましたが、2022年6月より再開されています。

⑤ オンライン（リモート）面会

2022年4月より大村入管の被収容者に対して、遠方にいる領事あるいは弁護士が、入管

の地方局（東京、横浜、名古屋、大阪）に出向き、その設備を利用して、オンラインで面会出来るものです。前年実績はなし、本年の9月末で試験期間は終了しましたが、2023年9月末までに大村入管では11件の利用がありました。都市部から離れている大村入管の被收容者にとっては、弁護士との話し合いをオンラインでできるこの制度はかなり役立つので本格的運用を要望していますが、大村入管の回答は「本庁が判断すること」です。ちなみに11月の移住連との省庁交渉で、入管庁（本庁）の回答は、「現時点で運用を再開する予定はない」としました。

⑥ 大村入管の移民受け入れ施設等への転用等

ロシアによるウクライナ侵攻に対しての、日本政府のウクライナ避難民の受け入れは、政治的背景と意図は別にして歓迎すべきことであり、組織的に受け入れるためにも、その一時受け入れセンター的な組織と施設が求められますが、ポートピープルの受け入れ施設でもあった大村入管は、うってつけです。またこの1年計画的に長期收容者を減らしており、汎用性が大きい大村入管としては、いまこそ大胆に移民受け入れ施設等への転用を考えるとときです。大村入管の回答は、「ご意見として伺っておきます。」です。

◎10 数年来実施してきたことを大村入管が認めないことについて

具体的には①施設見学を受け入れない、②質問・要望への大村入管による回答部分の録音を認めない、③大村入管による「回答できない」等の項目の大幅な増加、の3つです。

①の施設見学については、大村入管側から被收容者の処遇について当ネットの構成メンバーに協力を要請されて開催することになった第1回目の意見交換会開始の際に、「処遇について実地で見たい」という希望に応じて意見交換会の一部としてセットで2019年まで行われてきました。2020年と2021年はコロナ感染に配慮し、当ネットも要請していません。前年に続き、受け入れられていません。

② 録音も例年行われてきたことです。

③ 「回答できない」等について次の2つです。

前年まで具体的数字を回答してきた項目につき、「統計なし」、あるいは「集計なし」を理由として回答しなかった項目数 29

前年の年間の数字は回答したが、本年10月末の暫定数字を「集計中」として回答しなかった項目数 6

10月の当ネットと福岡入管との意見交換会や11月の移住連による省庁交渉でも質問で具体的な数字を求める項目に対して、入管庁からの回答がない件数が増えことから大村入管が回答しない項目数が増えることは想定していましたが、それを超えるものでした。

長期收容がぐんと減り、かつ收容中の医療問題もかなり回避できる体制が一応整った

ことの自信から当ネットなどからとやかく言われる筋合いはないということか、改正入管法の施行により難民申請 3 回以上の人の送還停止効の停止による送還執行を含む送還忌避者への対応の一定のめどがついたからか、大村入管の収容中の処遇を巡り係争中の数件の民事・刑事の裁判への影響を考慮のことか。職員の方々の多忙さには一定の配慮が必要であるにしても、その業務の内容は外国人の人権にかかわることであり、その業務のお手盛りの点検だけによらず、できるだけ外国人支援団体や権利擁護機関等に明らかにして、検証を受けることが大事ではないでしょうか。そうでなくても収容施設内での相次ぐ死亡事故に見られるように、日本の入管による外国人の扱いには懸念がもたれ、世界の人々から注目されています。従来の実施条件に戻すことを強く要請いたします。

(まとめ)

以上より、大村入管では、①長期収容は解消されたこと。②医療面では、常勤医が新たに欠員となり、休日夜間等の体制が不十分であるが、外部医療機関の利用と早期の診断により、健康上の問題のある被収容者は、早期に仮放免許可する対応のようだが、見方によっては入管が医療上の問題を抱えるリスクを避けているととれること。③この 2 年は帰国希望でパスポート発行待ちの A 国の若者 10 数名前後が 1-2 か月の期間で、間断なく収容されている一方、服役後帰国を忌避する数名が収容され、健康上の問題があれば、仮放免になる、という運用なされている。入管法所定の本来の「出国待ち施設」に変わったと言えます。④職員の増加は、体制の強化、特に国費送還の強化が目的らしいと聞きます。現在の元技能実習生でパスポート発行待ちのための収容 2 つについては、地方入管での対処が十分可能はずで、わざわざ大村まで移収してくる必要があるのでしょうか。あえて大村入管を強化し、存続させる意味・効果があるのか、疑問が残ります。

今後改正入管法の 2024 年 6 月完全施行に伴い、監理措置実施により収容が減ることが想定される一方、地方入管ではこれまで仮放免中の送還忌避者について、強制送還のための再収容が増えるのでは、との懸念もあります。

司法が関与しない収容と強制送還、帰国忌避意思を示す被収容者の送還期限のない仮放免や監理措置は、当事者の人権を侵害するものです。東日本入管センターに移収された 10 年超の被収容者を含む退令以来 3 年以上の 4 名（2023 年 6 月末時点）の収容をいつまで続けるのか。病気を抱えて仮放免された被仮放免者は、適切な医療に繋がっているだろうか、懸念されます。さらに被退令者の強制送還受け取りを拒否する国を国籍者とする被収容者への「自主帰国」の圧力の強化を懸念します。

「送還忌避者」を減らすには、まずもって入管から独立した機関で難民申請の認定をすることが不可欠と思われます。また仮放免者、被監理措置者について医療を受ける権利を保障し、最低限の生活ができるよう収入を得る方途を認めることが必要です。そし

て「送還忌避者」の抱えるそれぞれの事情を汲み、社会統合の考えに立ち、恩赦も検討されていいのではないのでしょうか。

・今後とも被収容者との面会を通して、大村入管の変化と、その入管全体に及びそうな変化について注視していきます。

Ⅲ 主な質問への回答の解説（主に質問項目順）

項目建ての主な指標の数字につき。前回（2022年12月）の意見交換会では回答があったが、今回（2023年12月）の意見交換会で大村入管より「回答できない」との対応があった項目については、回答のない理由等を記載したうえで、（前回の報告のまま）として前回（2022年12月）の意見交換会の報告の記述をそのまま残し、グラフは削除しました。（参考）として面会活動調べで得た知見を記述しました。ご了解ください。

1 10月末時点の被収容者の像と1年間の出入り

（1）収容定員、2017年以来708名と変わらず。職員数は、2017年以来64名のところ、本年度は87名の増員傾向。被収容者数は激減。

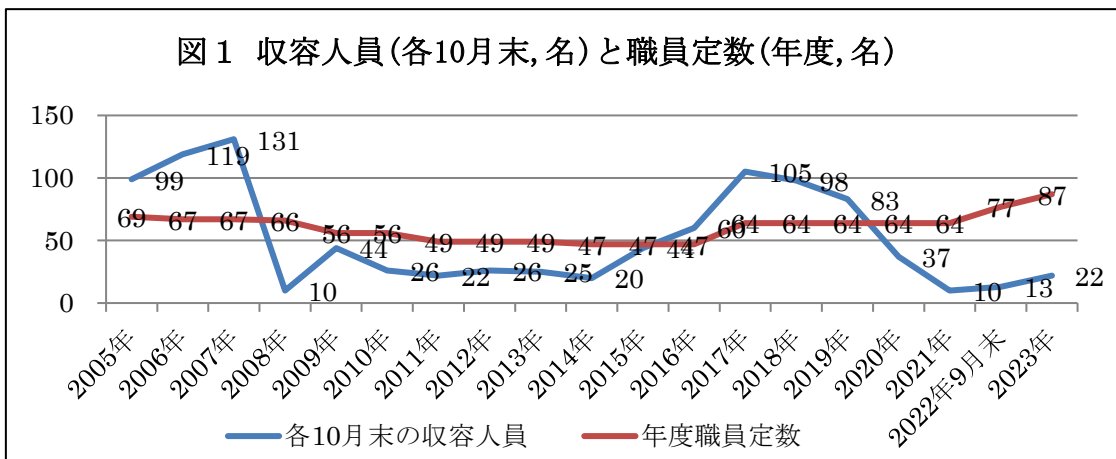


図1をご覧ください。被収容者の数は、男性と女性の合計で2005年約99名から2007年131名まで100名前後、2008年に女子区廃止後男性のみで10名に激減し、2009年44名から2014年20名まで20名台と少数安定し、西日本入管センター廃止を受けて2015年44名→2016年60名と増加に転じました。一方職員数は2005年69名から女子区廃止後の2009年と2010年56名、2016年からは40名台で変化がほぼなく、被収容者増に対して職員の手が回らないことが危惧されていましたが、2017年は被収

容者も 105 名に増加し、職員もほぼ 9 年ぶりに 64 名と増加しました。収容定員は 2004 年から 2016 年までが 800 名、2017 年以降は 708 名です。2020 年には、新型コロナ感染防止対策もあり、被収容者が減り、2021 年は 10 名と 2008 年以来の少なさでした。2023 年（10 月末）は、収容定員 708 名、被収容者は 22 名、そして職員 87 名に増加です。国費送還の強化と聞いています。（10 月末欠員 5）。

（参考）面会活動調べ

被収容者数は、移収者の少なさと、期間を置かず強制送還する等により、被収容者数が増える様子は見えません。被収容者の中に仮放免中の、仮放免条件違反以外の理由による再収容された人は、執筆段階ではいません。

（2）国別割合—東南アジア、南アジア等（注1）の多数化は変わらないが、見えず

2023 年（10 月末）の国別は「個人が特定されるおそれがあるため回答不可」です。

（前回の報告のまま）

2022 年（9 月末）の国別割合を 100 名規模収容の 2005 年と 2018 年、2019 年、20 名台規模収容の 2013 年と比較してみます。

2005 年は 99 名（うち女性 60 名）中、5 名以上の国は中国 74 名、韓国 6 名の 2 カ国のみ、ともに東アジアでシェアは 80%です。国の数は不明です。2013 年は 25 名（すべて男性）中、5 名以上はイラン 6 名のみで、全部で 12 カ国になり、地域別では東南アジア 4 名・16%、南アジア 8 名・32%、アフリカ 5 名・20%等です。

2022 年（9 月末）は、東南アジア、南アジア、アフリカが多く、従来多かった南米はいません。多様化の傾向は、おそらく変わらないと思われませんが、被収容者が激減したことで傾向は見えません。面会活動調べでは、この 1 年で、ブラジル等に強制送還されています。日系の被収容者には、難民申請中や裁判中の人が多く、国籍国や日本の新型コロナ感染防止の水際対策の緩和を受けて、強制送還により「一掃」された感があります。

（参考）面会活動調べ

2023 年（10 月末）は、ほとんどが東南アジアの A 国、南米の B 国等が少しと思われます。被収容者が激減したことで傾向は一時的で、見えません。

（3）年代別割合—20 歳代が多数か

2023 年 10 月末の年齢別は、「個人が特定されるおそれがあるため回答不可」です。

（前回の報告のまま）

2022 年の世代別割合を、100 名規模収容の 2006 年と、20 名代規模収容の 2013 年と 2018 年、2022 年を比較してみます。

2006 年は 119 名（うち女性 78 名）中、10 歳代 9 名、20 歳代 36 名、30 歳代 46 名、40 歳代 23 名、50 歳代以上 5 名で、40 歳未満が 91 名・76%、40 歳以上が 28 名・23%

です。2018年は98名(すべて男性)中、20歳代16名、30歳代39名、40歳代25名、50歳代18名で、40歳未満が55名・56%、40歳以上が43名・43%です。2020年(10月末時点)では、比較的元気な年代は「拒食」により仮放免を許可されたか、将来を考えてやむなく母国に帰った人が多く、比較的年齢高い層は体のことを考えると命がけの拒食にも踏み切れず、かといって母国での生活再建も考えられない、あるいは難民性が高くとても帰国は考えられない、また仮放免申請も許可されないという人がいわば「取り残されている」様相でした。その後各歳代ともに人数が減り、2022年(9月末)では、比率で見れば20歳代、30歳代が増えています。この計が8人、61%、40歳代以上が5人、38%になります。

(参考) 面会活動調べ

2023年(10月末)では、帰国希望の20歳代と思われる若者の占める割合が高く、30歳代、40歳代がそれぞれ極少数いるものと思われます。

(4) 平均収容期間と、最長収容期間ともに劇的に短くなり、2010年以前の水準

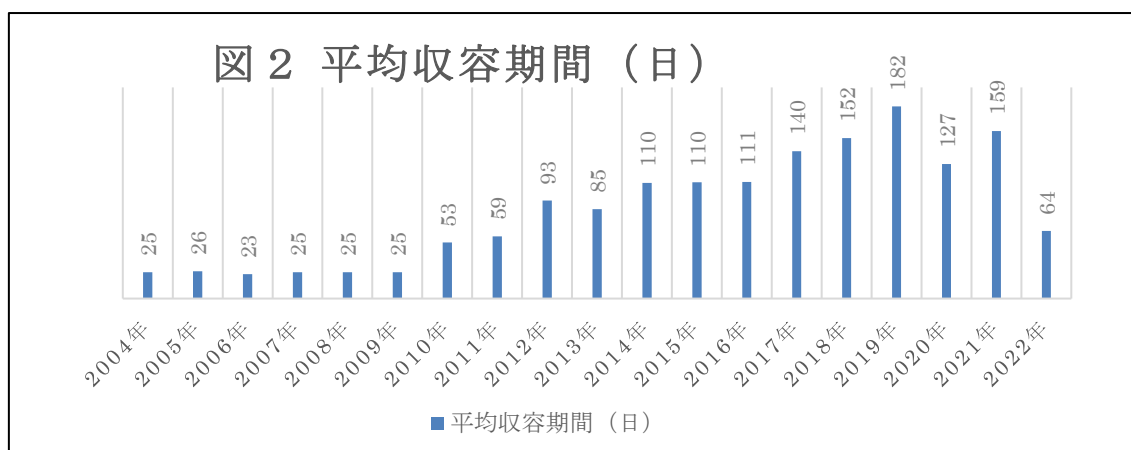


図2をご覧ください。収容状況を見ますと、平均収容期間は、2005年は26日→2010年は53日→2014年110日→2017年以降さらに増加に転じ、2019年は182日と長期化しています。東京オリンピック前年で、仮放免許可をほとんど出さなかったためと思われます。2020年の127日は、「拒食」後の仮放免、収容施設内での新型コロナの集団感染防止対策により仮放免を柔軟に行った結果と思われます。2022年の64日は、長期収容化が目立ち始めた2010年以来です。長期収容者が一掃され、替わって帰国希望でパスポート発行待ちの人たちが短期で帰国していることによるものと思われます。2023年はさらに短くなることも想定されます。

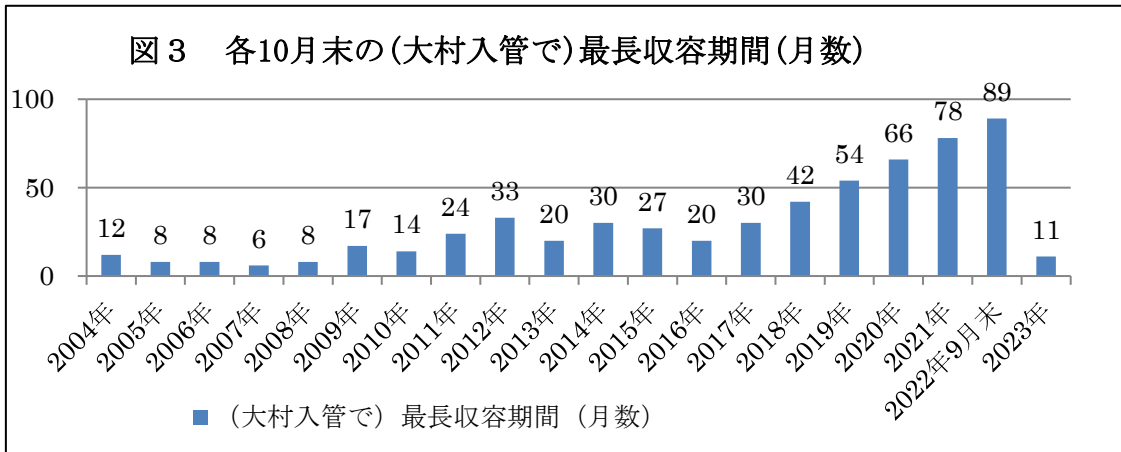


図3をご覧ください。大村入管での最長収容期間は、2005年は8ヶ月→2009年1年5ヶ月と1年を超え、2011年約2年→2017年からは12か月ずつ増え、2022年(9月末時点)は約7年5ヶ月と長期化を更新しています。面会活動調べでは、この最長の被収容者は、日本の入管での収容期間が最長です。おそらく外国の入管施設でも最長レベルと思われます。2022年11月上旬に、予告をされたうえで、東日本入管センターに「移収」となりました。2023年10月末の11か月は、劇的に短くなり2008年以前の水準です。

(5) 大村で6ヶ月以上の長期被収容者の数の減少と比率も減少、難民認定申請及び審査請求中の人数も比率も減少

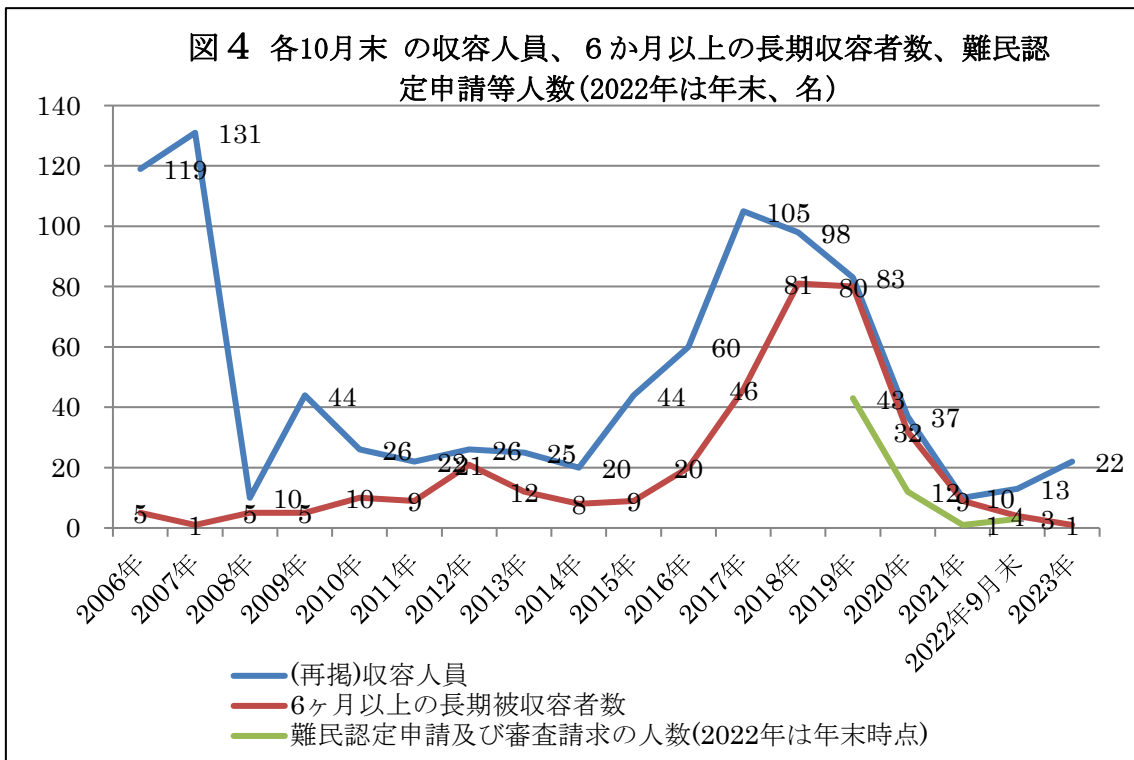


図4をご覧ください。大村入管で6ヶ月以上の長期被收容者は、2005年2名→2010年10名→2017年から増加し、2019年80名と激増し、被收容者の実に96%の方が6ヶ月以上を大村で收容されていることになりました。2020年には32名、86%です。2022年（9月末）では、13名中4名、31%と、数、比率と減少し、2023年（10月末）では、22名中1名、5%とさらに減少しています。 難民認定申請及び審査請求中の被收容者の人数は、質問し始めた2019年10月末では、83名中43名、52%が、2022年（9月末）では、13名中2名15%と、数、比率と減少しています。2023年（10月末）では、「統計がなく回答できない」です。

（参考）面会活動調べ

2023年（10月末）の難民認定申請及び審査請求中の被收容者の人数は、極少数ではと思われる。22名中ほとんどが帰国希望と思われるためです。

（6）退去強制令書発付以来の継続收容期間—1年未満のみ

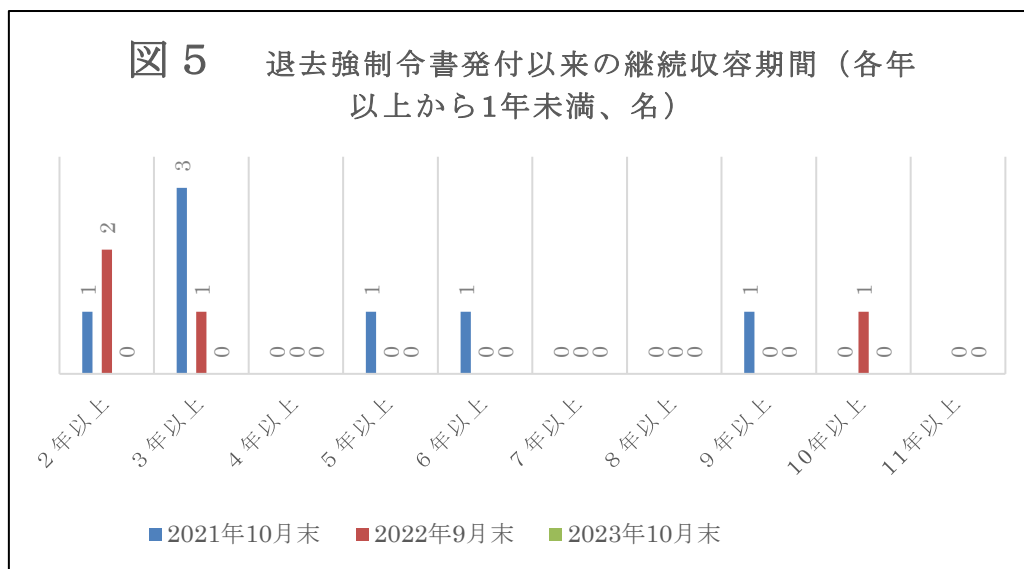


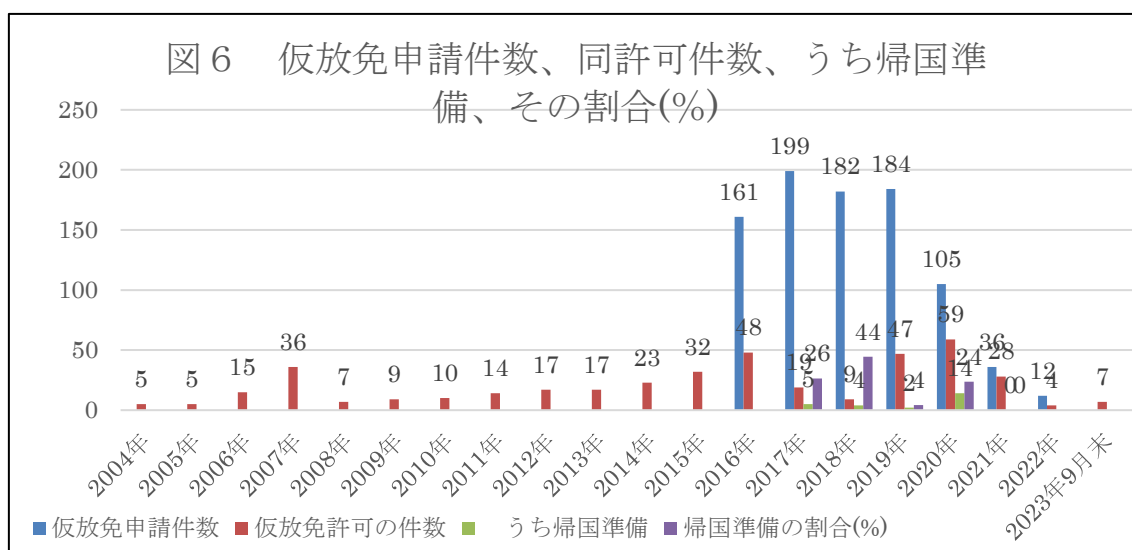
図5は、退去強制令書発付以来の継続收容期間です。退去強制令書発付の前に收容令書による最大60日の收容期間がある人もいると思われます。2022年（9月末）では、2年以上（3年未満）2名、3年以上（4年未満）1名、10年以上（11年未満）の1名です。2021年10月末の2年以上の合計7名が、この1年で4名に減っています。2023年（10月末）では、2年以上は誰もいず、最長でも1年未満です。

（7）退去強制令書の執行、移収及び仮放免以外

法務大臣が再審情願を認めて在留特別許可によりセンターでの收容を解かれた（放免になった）人数の質問については「集計なし」の回答が続いていますが、「退去強制令書の執行、移収及び仮放免以外」は、2019年、2020年が2名、2020年0名、2022年（9月末）2名と、比較的2名が続いています。この中に、死亡、特別放免、在留特別

許可が含まれるものと思われます。(注2) 2023年(10月末)では、「統計がなく回答できない」です。

(8) 仮放免者数が、Sさん死亡後の「拒食」、他の病者も増加。仮放免者の中にも帰国準備が増加。加えて新型コロナウイルス感染防止対策もあり、増加の一連の動きは一巡し、仮放免は激減。本年は一定数を許可



*帰国準備は2017年より

図6をご覧ください。仮放免許可と、そのうち帰国準備のための仮放免の件数(2017年以降)について見ます。仮放免許可は2005年5件→2016年48件と増加してきましたが、2018年は9件とかなり厳しい数字になっています。この9件の中には、帰国準備のための仮放免4件が含まれていますので、実質的な仮放免はわずかに5件でした。2019年仮放免が47件、うち帰国準備が2件、2020年は59件、うち帰国準備14件となっています。前年に比べて帰国準備の割合が24%と高くなりました。この年は、強制送還は、5件(後述)ですので、強力に自己意思に基づく帰国を迫った結果と思われます。2022年は、仮放免は4件。2023年(9月末)で7件です。集計が9月末となっているのは、大村入管によると「10月はなかったため9月末とした」とのことです。

従来許可期間が従来28日のところ、摂食拒否による「拒食」後の仮放免については、この期間が14日と短い条件が付くことが普通でした。その件数は、2019年は24件、2020年1件、2021年0件、2023年(10月末)では、「統計がないため回答できない。」でした。仮放免申請件数、仮放免許可件数のうち帰国準備についても同様に「統計がないため回答できない。」です。

(参考) 面会活動調べ

大村入管によると仮放免許可は「総合的に判断」の結果としています。2023年の7

件のほとんどは、実質的に健康上の理由によるものと思われます。

(9) 仮放免許可後の居住地は、関東、東海、近畿が大半。

2023年(10月末)は、「統計がなく回答できない」です。

(前回の報告のまま)

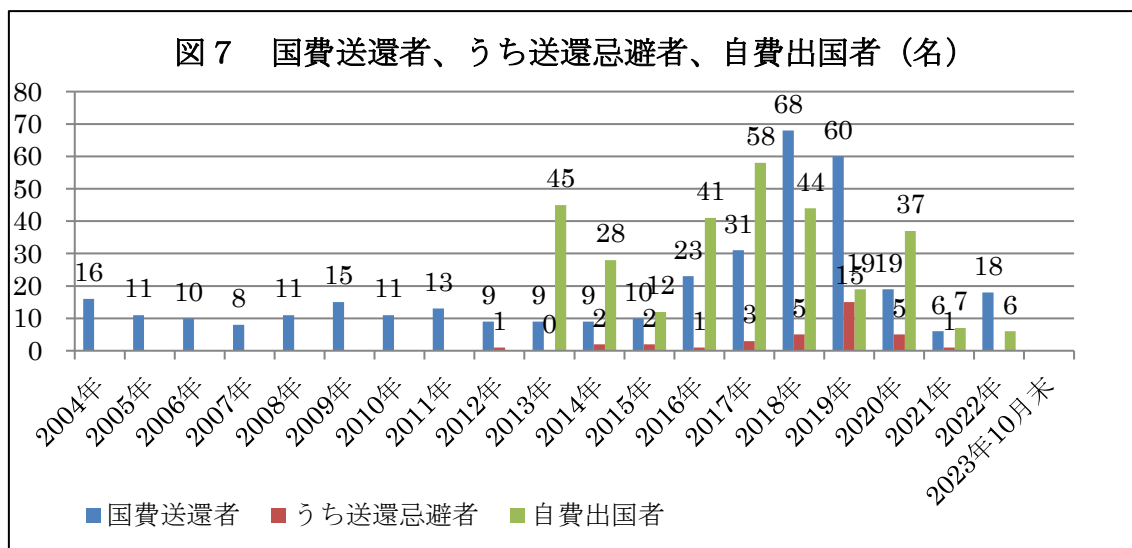
仮放免許可書の指定住所地の地方別については、2012年17件中東海11件64%、2013年からは関東6件・35%で、関東がトップでした。2020年(10月末)には59件中関東は15件、東海21件、近畿16件で、近畿以东で合計88%でした。2022年(9月末)では、仮放免2名中関東と東海が各1です。

なお、2022年(9月末)で、被収容者13名中、1年以上収容されている人で、仮放免を申請していない人が2名います。面会活動調べでは、本年12月末時点で、1名は、東日本入管センターに「移収」、1名は特活医療の在留特別許可で出ています。

(参考) 面会活動調べ

2023年(9月末)で7名の仮放免後の居住地は、おおむね関東、東海、近畿と思われます。

(10) 国費送還者とうち送還忌避者、そして自費出国者



*うち送還忌避者は2012年より。自費出国者は2013年より。

図7をご覧ください。国費送還者は、2016年から増え始め、2018年は68名に達しております。2019年は60名でしたが、2020年は19名です。2021年は6名です。国費送還者のうち送還忌避者は、2012年から2016年までは1-2名でしたが、2017年から増え、2019年で15名と急増しています。2021年には送還忌避者の1名です。新型コロナウイルスの感染防止のために、護送官付き国費送還、チャーター機による集団送

還ともに減ったことによると思われます。2022年では18名と増えています。2023年(10月末)は「集計中」で回答なしです。うち送還忌避者は、「統計がなく回答できない」です。自費出国者は、2016年頃より増えています。2020年は37名でコロナ、感染状況でも自費出国は続いていましたが、2022年に6名です。2023年(10月末)は「集計中」で回答なしです。

(参考)

大村入管での収容(退去強制令書による収容)の後、被収容者はどのようなになるか?

大村入管での収容 →収容の継続 →大村入管で収容の継続
→移収(収容場の変更のための移送)(極希)
→**仮放免**(仮の放免で再収容あり。退去強制令書は有効のまま)
→居住地を管轄する地方入管が期間1か月(2か月もあり)の仮放免許可を繰り返す
→**放免**(在留特別許可(在特))により収容を解かれる(極希)
→**特別放免**(極々希)
→**死亡**(極希)

(出国)すべて**退去**(退去強制令書の執行)

→**自費出国**(送還先の指定の有無は不明)
→**国費送還**→(同意)(帰国希望だが、飛行機代がないために)
a 国費手配のチャーター機で帰国する方法—集団送還
b 国費で安い航空券を用意し帰国する方法—単独送還
→(「送還忌避者」の意思に反して。いわゆる強制送還)
a 護送官付き国費送還(「送還忌避者」を護送官付きで母国送還)
b 国費手配のチャーター機で送還する方法—集団送還

(報告者作成)

(11) 新規入所者

IIの①の(大村入管に移収されて来る人数)で記載済。

(参考)

大村入管のもう一つの機能

大村入管には被退去強制令書発付者でない入国者の収容という機能もあるようです。以前に複数県で発生した北朝鮮からの漁民の漂着の案件で、一時庇護を求める複数者を収容していたと推測されていますが、その直後の意見交換会では、北朝鮮籍あるいは国籍未確認の方の数字は一切公表されませんでした。被退去強制令書発付者でない入国者の収容については非公表を方針としていると思われます。(注3) 大陸や朝鮮半島に近く、近くにある長崎空港には海上保安庁の飛行機も飛来でき、海上自衛隊の大村航空基地もあり、海にも面しています。これらは成田(新東京国際空港)に近い東日本入管センター(茨城県牛久市)とは別の地理的特性です。

なお、ロシアによるウクライナ侵攻によるウクライナ避難民の日本への受け入れ時に、避難民一時受け入れ施設の必要性が浮上しましたが、当ネットワークは、大村入管の施設を改修の上、避難民一時受け入れ施設として利用することを大村入管に要望しています。

2 医療の状況

(1) 医療体制では、2022年4月より補充の常勤医(内科)がまた欠員中

2019年6月24日、医療面の処遇では、Sさんの死を回避できなかったことは痛恨の極みです。

表1-1 医療体制(2023年10月末時点)

医師	常勤医：(内科) 1名(欠員) 非常医師：外科(消化器外科) 2名 診療日：内科(月、火の午前中)、外科(消化器外科(水、金の午前))の週4回。(18年12月より) 精神科(月1回午前中)(欠員? 実施なし) 整形外科(欠員? 実施なし)
看護師	常勤2名
薬剤師	常勤1名(2022年4月1日より)
歯科医師	歯科医師1名(非常勤)、毎週(金の午前)の週1回
放射線技師	0名(医師が行う)
臨床心理士	1名が非常勤で月1回午後

(報告者作成)

表1-1をご覧ください。2020年度の途中からの1年間の補充(外務省からの出向で、専門は精神科)を除いて、2013年4月より欠員となっていた常勤医が2022年4月に補充されました。同時期に常勤薬剤師の補充を行っていることには、驚きました。

2023年12月6日の意見交換会時点でまた欠員になりました。

月1回の精神科の医師の診療は欠員です。診療日が内科2，外科（消化器外科）2の計4日ですが、常勤医の欠員による内科2日の診療は、外科の2日を4日に増やし対応しています。看護師は、2018年常勤2名、非常勤2名となったが、2023年には常勤2名になっています。

表1-2 曜日毎の診療科（2023年10月末時点）

曜日	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	備考
午前	内科 (外科が代替)	内科 (外科が代替)	外科		外科、歯科	精神科（月1回、欠員）
午後						臨床心理士（月1回）

*月曜と火曜の内科医1名（欠員、外科が代替）、水曜と金曜の外科医は、2名の枠を複数名の医師でローテーション。（報告者作成）

(2) 外部医療機関受診の科目別件数と救急外来等と救急搬送との件数、受診科目別件数

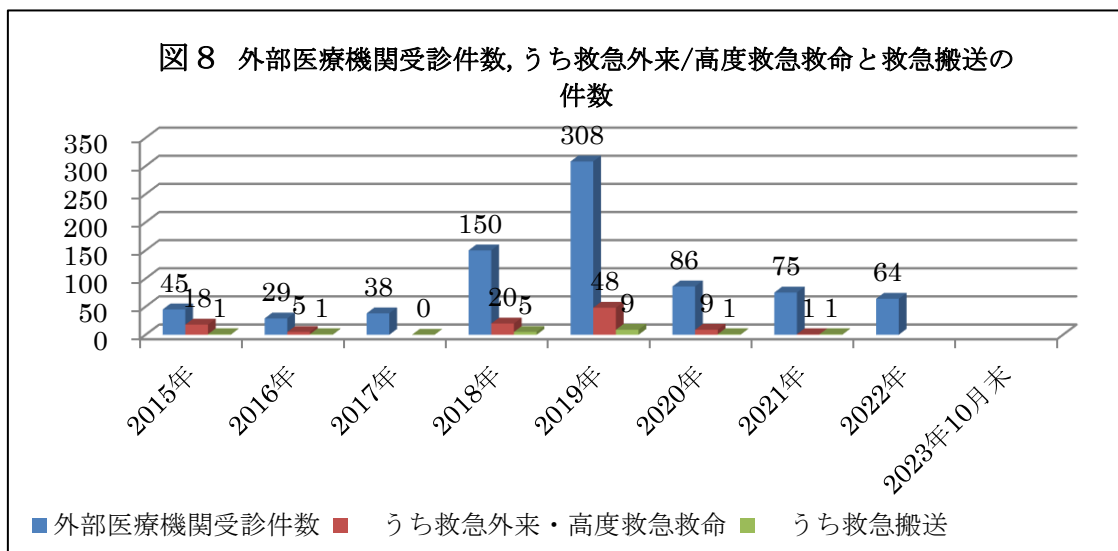


図8をご覧ください。外部医療機関の受診件数は、2018年から急激に増え、2019年で300件余になっています。仮放免が許可されにくくなり、6月にSさんの死亡を受けて、その年の後半には「拒食」が五月雨的に続いた時期です。その後は、ぐんと減っており、2022年は、64件に減っております。2023年（10月末）は、「集計中」で回答なしです。救急外来等の受診は、2015年45件中18件→2019年48件中0件と減少していましたが、2018年150件中20件→2019年308件中48件と急増しています。2020

年は 80 件中 9 件でかなり減っています。収容者の減少と病気等の罹患者の仮放免等も反映しているかもしれません。2021 年で 0 件です。2022 年は、「統計がなく回答できない」です。

また 119 番通報による救急搬送が 2018 年 5 件→2019 年 9 件と増えました。仮放免許可がなされないことによる収容の長期化、ストレスの増加等による多様な、障害として残る危険性のある疾患のリスクがある中で、外部医療機関の受診数、救急外来の受信数、119 番通報による救急搬送数は、大村入管によりある程度の対応がなされるようになったらしいということが覗えます。2020 年、2021 年では 1 件のみです。2022 年は「統計がなく回答できない」です。

ちなみに 2017 年に初めて非常勤の外科（消化器外科）の医師の派遣元が同じ大村市に所在する国立病院機構長崎医療センターであることが明らかになり、これとは別に地域医療との連携をはかることが表明されています。

（3）外部医療機関入院の人数とのべ宿泊数

2023 年（10 月末）は、「統計がないため回答できない」です。

（前回の報告のまま）

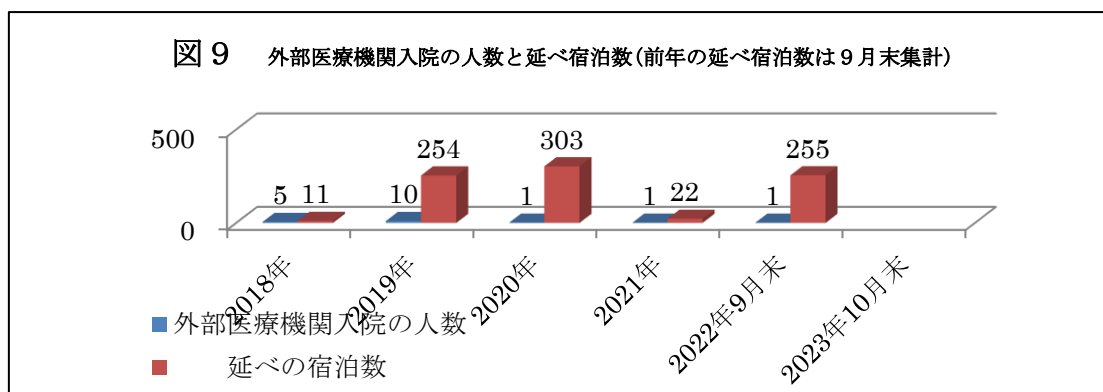


図 9 をご覧ください。2019 年 1－10 月末に入院 9 人で延べの宿泊数 246 泊、11 月－12 月には 1 名、延べ宿泊数 8 泊で、ほとんどが 10 月末までに集中しています。うち 1 名は、面会活動調べでは、6 月 8 日に脳血管系の病気で倒れ、3 か月前後入院していた D さんと思われます。2020 年（10 月末）に入院 1 人で延べの宿泊数 213 泊となりました。面会活動調べでは、2 月 8 日に緊急手術をした NM さん一人のみが、9 月 6 日頃まで入院していたこととなります。2021 年 12 月の意見交換会の回答より、NM さんは、外部医療機関に 213 泊、おそらく引き続き？福祉施設に 90 泊し、合計が 303 泊との回答です。2022 年（9 月末）で、1 名が、255 泊しています。面会活動調べでは、約 40 日余りが外部医療機関の入院 2 回の合計で、残りは、リハビリ目的の福祉施設の宿泊数です。この被収容者は、2022 年 12 月下旬に、手術を伴う医療を受けるために医療特活の在留特別許可で、出ています。

(4) 被収容者の医薬関係経費の総額が急増

2023年(10月末)は、「一概には回答できない」です。

(前回の報告のまま)

被収容者の医薬関係経費の総額の実績は、平成25年度の440万円から基本的に減少傾向で、平成28年度約238万円まで下がりましたが、平成29年度約470万円→平成30年度約1,100万円→平成31年度上半期だけで約1,700万円、下半期で約1,200万円、計約2,900万円に急増しています。令和2年上半期は約900万円、下半期約600万円、合計約1,500万円、令和3年度上半期約200万円、下半期600万円、合計約800万円です。令和4年度上半期は、約800万円です。平成30年度以降は、図9の外部医療機関(福祉施設を含む)への入院と手術が金額を押し上げているものと思われる。

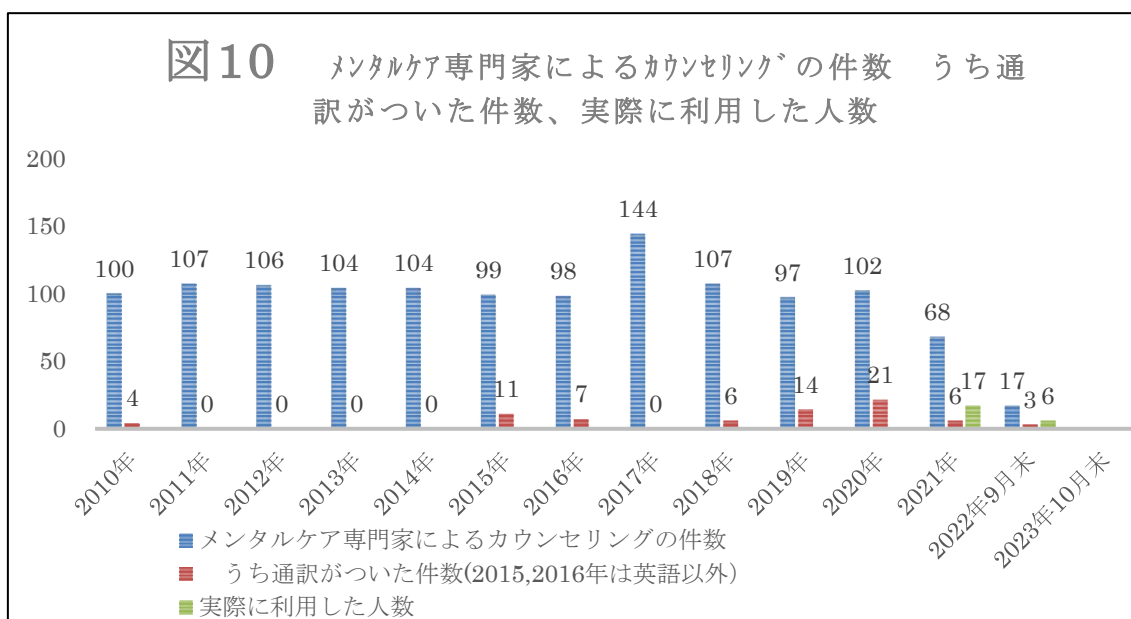
(参考) 面会活動調べ

図9で2022年(9月末)まで入院者累計1となる被収容者は同年12月に告示外特定活動医療滞在の特別在留許可で出所したことが確認されています。2023年には入院者はいない模様であるため、医療関係経費はかなり下がっているものと思われる。

(5) メンタルケアの件数と通訳がついた件数、医師の診断に通訳がついた件数

2023年(10月末)は、ともに「統計がないため回答できない」です。

(前回の報告のまま)



*実際に利用した人数は、2021年より

図10 メンタルケア専門家によるカウンセリングの件数と、うち通訳がついた件数

です。カウンセリングの件数は、被収容者の数には影響されず、100件前後で推移していますが、通訳がついた件数は、この数年増加しています。特に2019年の被収容者の数が2020年にかなり減少したにも関わらずカウンセリング件数は変わらず、逆に、通訳がついた件数が増えています。5件に1件の割合です。カウンセリングを受ける人の心の問題の深刻さを示すのでしょうか。

2021年から実際に利用した人数を質問しております。2021年で平均して1名で4回カウンセリングを受けていることとなります。

施設内での医師の診断に通訳がついた件数

2015年以降急に増え、2019年に比べ、2020年、2021年は被収容者が減っている中で、件数がほぼ同数になっています。2022年(9月末)では、すでに40件ついており、大村入管側が通訳を付けることを意識的に薦めている、とも思えます。

なお、今回大村入管は「医師の診療には原則通訳をつけている。」と発言しています。

3 処遇状況

(1) 2020年度から土日祝日の午前に運動時を1時間15分実施、居室と運動場の移動は「自由」

表2-1 処遇状況(2023年10月末時点)

1 部屋の定員	10名? (車いす対応の4室の定員は各3名 計12名)
1 部屋の平均収容人数	統計なし
(被収容者の宗教、病気等を考慮した) 食事 のパターン等	2種類

(報告者作成)

表2-1をご覧ください。1部屋の平均収容人数が、この数年4-5名でしたが、2018年頃よりは、3-4名と少しゆったりになり、被収容者が減り、更に新型コロナウイルス感染防止対策の一環として「原則一人一部屋」としていましたが、2022年(9月末)では、この原則をやめたことも影響してか、平均1.2人です。2023年(10月末)では、「統計がないため回答できない」です。また食事パターンは2018年約40種類→2019年約35種類、その後2022年(9月末)は、5種類、2023年(10月末)で2種類になっています。被収容者が減ったためと思われる。

表2-2 処遇状況—被収容者の日課(2023年10月末時点、面会活動による取材)

		テレビ	居室の解錠	電話（固定機）	電話（ハンディ機利用を含む）	洗濯等	運動	シャワー
7:00	起床	↓						
7:30	朝食配食	↓						
9:00	解錠・点呼	↓	↓	↓		↓		
		↓	↓	↓		↓	運動（どちらか）	↓
10:00		↓	↓	↓		↓	↓	↓
	（自由行動）	↓	↓	↓		↓	↓（2時間30分）	↓
		↓	↓	↓		↓	↓	↓
11:30	昼食配食	↓	↓	↓		↓		↓
		↓	↓	↓		↓	運動（どちらか）	↓
	（自由行動）	↓	↓	↓		↓	↓	↓
16:30		↓	↓	↓		↓	↓（2時間30分）	↓
16:45	点呼・施錠	↓	↓	↓		↓		
17:00	夕食配食	↓			↓			
22:00	消灯	↓			↓			
備考			土日祭日も	土日祭日も？	施錠後はハンディ機利用	土日祭日も	平日は午前/午後どちらか2時間30分。移動は自由。 （2020年度より）土日祭日も午前中に1時間15分	

（報告者作成）

表2-2は面会活動による取材でまとめた1日の日課です。2017年5月から運動時間が実質1時間弱から2時間半になり、3階の居住区から1階の運動場までの移動も、職員による「連行」ではなく、3階の居住区から指定の階段を使って1階の運動場に被收容者自身が自分の意思で、2時間半の中ならいつでも出入りして良いことになりました。午前か午後かのどちらかになるかは居住区によるようです。移動自由により、職員の業務削減にもなったでしょう。2020年度より土日祭日の午前中に1時間15分の運

動ができるようになりました。被収容者の収容によるストレスはかなり高まっていますが、これを和らげること、けんかや自傷行為の減らすことを狙っているきらいもありますが、運動時間の拡大、運動場への移動の「自由」は、歓迎すべきことです。

(2) 自傷行為の件数—「自損を理由に隔離した件数」として回答

2023年(10月末)は、「統計がないため回答できない」です。

(前回の報告のまま)

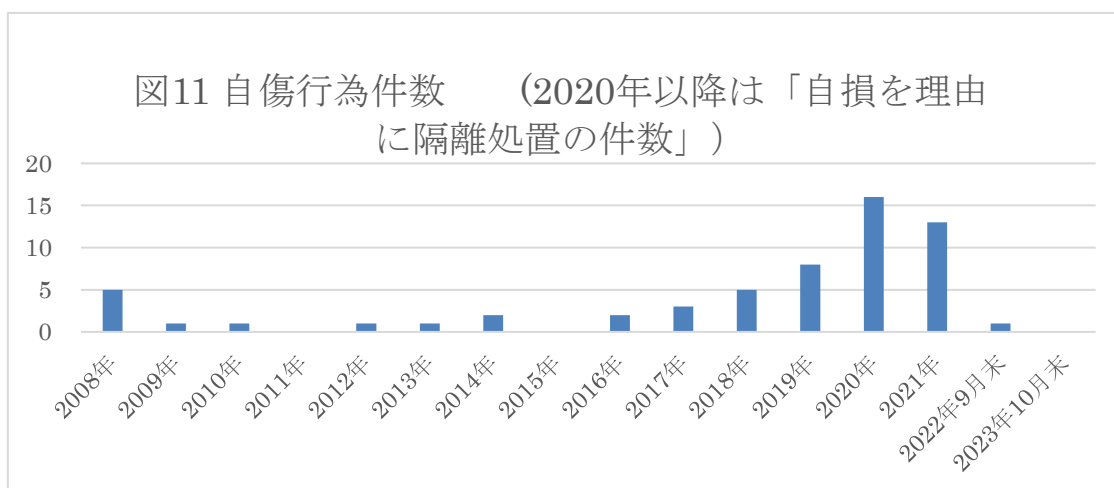


図11をご覧ください。2017年3件→2018年5件→2019年8件(注4)と急増しています。2020年の「自傷行為の件数」についての質問に対して、大村入管は、「自損を理由に隔離した件数」(注5)として回答しています。この「自損」には、「拒食」を数日以上継続することも含まれると思われます。この定義の変更(拡大)により、被収容者が減っているにもかかわらず2020年から件数が増加しています。2022年(9月末)は、1件です。「拒食」によるものと思われます。

(参考) 面会活動調べ

2023年でも面会である被収容者が自ら自傷行為を行ったと述べています。

(3) 苦情申し立て件数(被収容者からの不服申し立て件数)

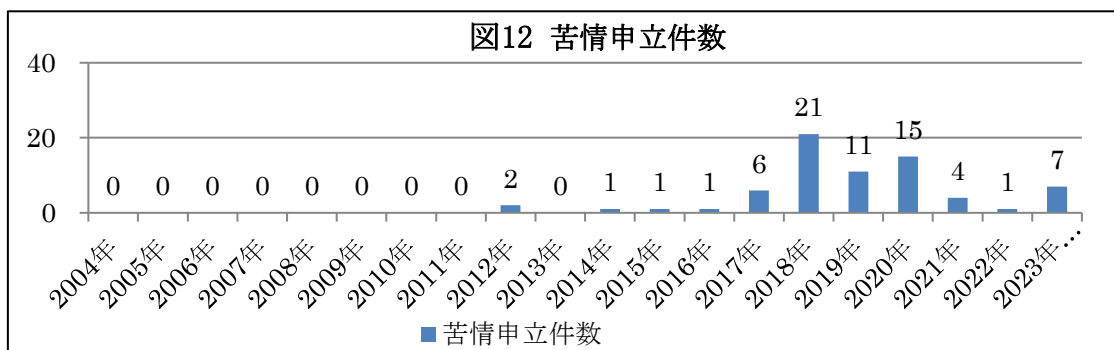


図 12 をご覧ください。苦情申立件数（被収容者からの不服申立て件数）は、2016 年までの 10 年余りは、せいぜい 1 件でしたが、2017 年 6 件→2018 年 21 件→2019 年 11 件→2020 年 15 件と急増しています。大方の被収容者にとって苦情申し立てをしてもあまり効果がないと考えられており、この手段をとることは稀で、実際の不満等を反映しているとは言えませんが、それでも 2019 年に比べ被収容者が減ったにも関わらず、2020 年の増加は不満を反映していると思われます。その主な内容は「処遇について」となっています。2023 年（10 月末）は、7 件でその主な内容は差入物品の種類、（差入）受付時間等についてとのことです。

4 面会の状況

(1) 面会活動

面会者が増加していることを受けて、2018 年夏頃より以下の制限が行われ、それが定着しています。

- ・面会申請件数の制限について

一度に多数の面会申請は、次の面会者を待たせることになるので、1 回の申請を 3 件までとし、この 3 件の面会終了後に新たな申請を受け付けることになっています。

- ・面会時間を制限することについて

被収容者が増加し、「外部連行」（被収容者のうち外部の医療機関の受診が必要な人を入管職員が連れて行くこと。逃亡抑止のために 3 人または 4 人の職員の同行が必要とされている模様です。）で、職員が割かれる等で、面会時間の制限をせざるを得ないことが今後ともあり得、面会要員（面会のために居住区から面会室に被収容者を連行して行くことと、面会時の立会のことか）の簡素化を検討するとの説明です。簡素化する一番良い方法は、他の入管施設同様に、面会時の職員の立会が省力化されることです。当ネットも継続して要望しています。被収容者の減少、面会申請者の減少もあり、新型コロナウイルス感染防止対策のために、面会室 7 つのうち 2 号から 5 号までの 4 室の運用になっています。そのうち同時に 2 - 3 室が使用されています。

表3 面会状況(2023 年 10 月末時点)

面会時間	30 分以内
面会室の種類	家族面会室 1，一般面会室 4，領事館用・弁護士用面会室 3、計 8 *新型コロナウイルス感染防止のため使用中止となっていた家族面会室，領事館用・弁護士用面会室も現在は使用可能。
面会・差入れ受付	9 時—11 時 30 分、午後 1 時—4 時 *新型コロナウイルス感染防止のため、差し入れ物は 3 日程度領置き

	れてから被収容者に渡されていたが、 2022年7月より即日渡しに戻っている。
面会申請受付件数	1回に3件まで。この3件終了後に次の申請を受け付ける。
面会への入国警備官の立会い	省略する予定はない。(立ち会いを続ける)
家族面会室使用基準	被収容者からの事前申請、18歳未満の子と引率者

(報告者作成)

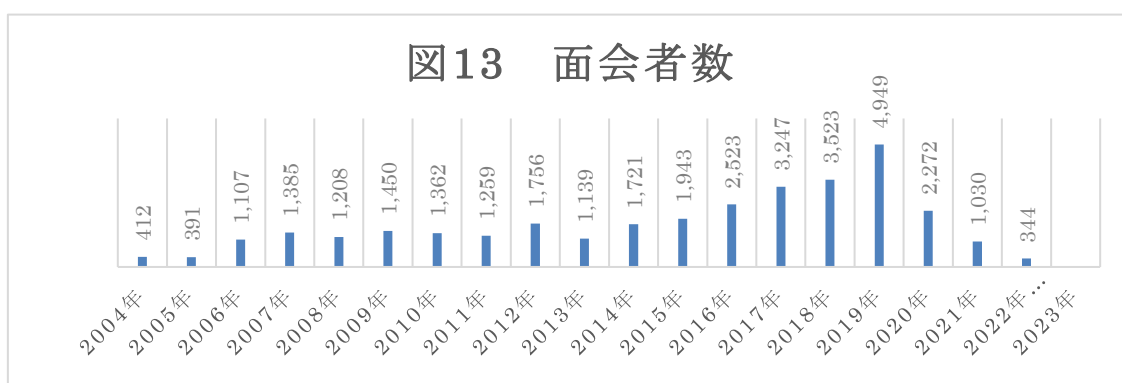


図13は面会者数の推移です。これにはカウンセリング室で月1回行われる柚之原牧師らのキリスト教の宗教行事の件数も含まれます。仮に2人の宗教者が20人の被収容者に宗教行為を行ったときには、2人 X 20人で40人の面会を同時に行ったとの計算になります。

面会活動を行うボランティアの増加もあり面会者数は2019年までは急増しています。新型コロナウイルス感染防止対策として、被収容者が減ったことに加えて、2020年4月から上記のキリスト教の宗教行事が中止されました。また2020年の1回目の緊急事態宣言の間は弁護士面会と仮放免手続きのための必要以外、面会が中止でしたが、その後職員の新型コロナ感染と、その疑いがあった2回、1-2日中止になったのみで、制限等はありません。2022年6月から上記のキリスト教の宗教行事が再開され、面会者の合計に計上されています。2022年(9月末)では、260名と最大時の5%でした。2023年(10月末)では、弁護士・領事等37件、一般344件となっています。2021年の約1,000名に比べて2022年(9月末)で一般344件は、被収容者の人数からしても、かなりの減少です。被収容者の内訳が送還忌避の長期収容者がいなくなり、替わって短期で帰国する希望者がほとんどを占めるようになり、彼らは面会だけでなく宗教行事への参加も希望しないからと思われます。2023年(10月末)は「集計中」で回答なしです。2023年はさらに減少すると思われます。

その他

- ・宗教行事については、先述のように月1回カウンセラー室でキリスト教の宗教行事

は、2022年6月より再開されています。またイスラム教の行事については、いまのところ集団での実施希望はなく、個別に希望者にラマダン期間中に食事の給食時間の変更を実施しているのが2019年18名、でしたが、2022年(9月末)では、0件です。2023年(10月末)では、「統計がなく回答できない」です。この集計には現れませんが、個人で1日5回聖地メッカに向かってお祈りをしている人もいます。

・被収容者中の性的マイノリティーについては2013年以来の2019年に該当あり、2023年(10月末)では該当なしです。

(注記)

(注1) 国連による世界地域区分による区分です。「東アジア」は、中国、モンゴル、朝鮮半島、日本、台湾です。「東南アジア」は、フィリピン、ベトナムからミャンマーまでを含みます。「南アジア」は、バングラデッシュからイランまでを含みます。

(注2) 在留特別許可件数については、「集計なし」となっている。大村入管の所長には在留特別許可をする権限はないです。在留特別許可を得る流れは、再審情願を、退去強制令書を発付した地方入管を通して法務大臣宛に出し、これが認められると、退去強制令書を発付した地方入管の審判官により在留特別許可がなされます。2018年と2019年に各1件、在留特別許可により収容を解かれ、大村入管から出所しています。ともに子どもが出生したことが大きな理由と思われます。

(注3) 2011年11月28日の第8回意見交換会の会場での質疑で「脱北者9名の入管センターでの保護」についての質問に、「仮上陸許可や一時庇護許可の指定住所になっているため、・・・被収容外国人が暮らす収容等以外の施設内で保護。面会や差入れなどについては、安全上、保安上の理由から認めていない。」との回答からも伺えます。

(注4) 2018年、2019年ともにひとりで複数回の自傷行為を行う場合もそれぞれ1件と計上しているようです。

(注5) 被収容者処遇規則第18条による隔離です。この規則には「懲罰」の規定はないですが、被収容者は「隔離」を「懲罰」とほぼ同義にとらえています。

(参考にした資料)

- ・2023年大村入国管理センターとの意見交換会 質問と回答
- ・2023年大村入国管理センターとの意見交換会 要望と回答
- ・2023年大村入国管理センターへの質問に対する回答の経年推移

上記の資料は、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州のホームページ
<https://snwm-netwrokkkyushu.jimdofree.com/活動報告-大村入国管理センターとの意見交換会/>
(アドレスの綴りは **work** ではありません)
で、閲覧できます。

上記資料及びこの報告の、全部又は一部を引用される際は、「**移住労働者と共に生きるネットワーク・九州のホームページの〇〇より引用**」と明示頂きますようお願いいたします。